道路占用(掘削)工事に伴う路面復旧基準

各種道路占用(掘削)工事による路面復旧については、後の道路維持管理上、重要な要素を占めることから、その復旧面積、工法等に関する基準について、下記のとおり定める。

記

1. 復旧面積の算定について

路面復旧面積については、別添本復旧平面図により、実掘削面積へ影響面積を 加算し、施工するものとする。

2. 復旧に伴う舗装構成等について

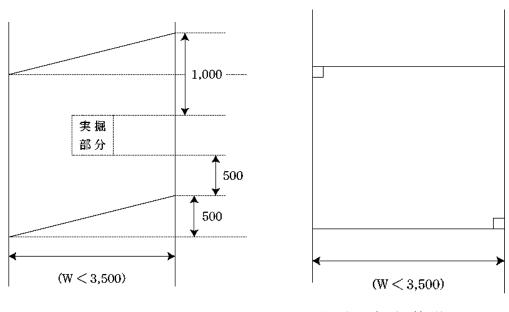
舗装構成等については、別添舗装本復旧断面図により、不備なく入念に施工するものとする。

3. 工事完了届について

転圧状況については、<u>層圧20cmごと</u>の転圧状況の写真を、工事完了届に添付すること。

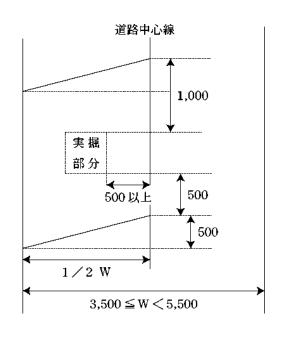
舗装本復旧平面図 (単位:mm)

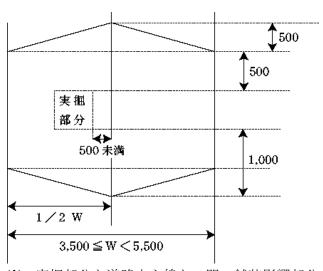
イ) 車道 (アスファルト舗装) 車道幅員 (3.5m未満)



※ 特殊な場合 (要協議)

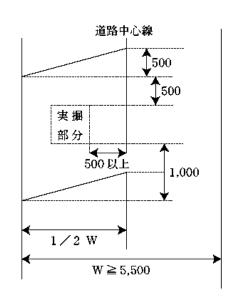
ロ) 車道 (アスファルト舗装) 車道幅員 (3.5m以上 5.5m未満)

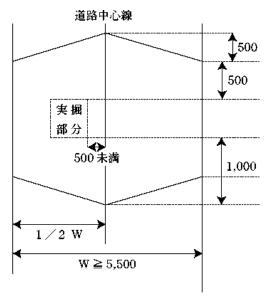




※ 実掘部分と道路中心線との間の舗装影響部分が0.5m以上確保できない場合は、原則として上図のとおり施工するものとする。

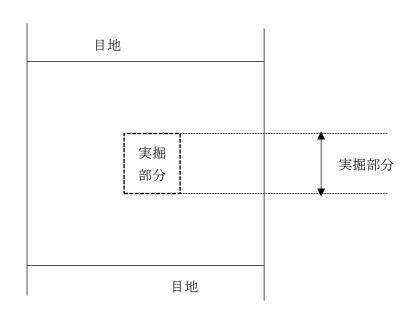
ハ) 車道 (アスファルト舗装) 車道幅員 (5.5m以上)





※ 実掘部分と道路中心線との間の舗装影響部分が、0.5m以上取れない場合は、原則として上図のとおり施工するものとする。

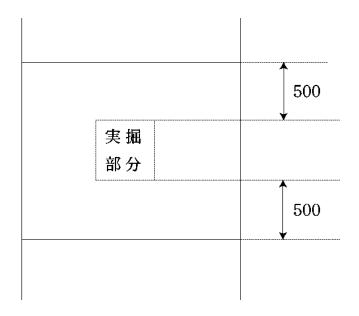
ニ) 車道 (コンクリート舗装)



基本的に実掘部分のみの復旧とする。

※ やむを得ない場合はアスファルト復旧でも可。 ただし、復旧面積は上図のとおりとし、舗装構成については、別添図によるものとする。

ホ) 歩道または自転車・歩行者用道路



横断方向については全幅とし、縦断方向については、起点・終点ともに実掘部分へ各々0.5mを加算した長さとする。

※ 乗り入れ部など、境界ブロックに囲まれた部分については、別途協議するものとする。

舗装本復旧断面図

イ) 車道部 (アスファルト舗装) 道路幅員 (4.00m未満)



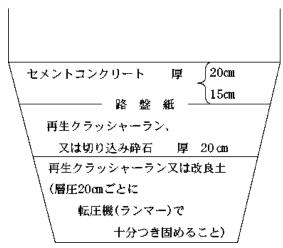
ロ) 車道部 (アスファルト舗装) 道路幅員 (4.00m以上 5.50m未満)



ハ) 車道部 (アスファルト舗装) 道路幅員 (5.50m以上)



ニ) 車道部 (コンクリート舗装)



※ なお、延長5m以上にわたる施工の場合は、5m毎に目地材(エラスタイト)を設置するものとする。

※ 歩道部が特殊舗装の場合については、別途協議すること。

ホ)歩道部(アスファルト舗装部)



へ)歩道部(インターロッキング舗装部)



ト)歩道部(インターロッキング部:乗り入れ部)

